随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
R6出力機器等最適配置及び出力サービス提供等業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.4.1	富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社茨城支社 茨城県水戸市元吉田３１９番地１	（建築研究所会計規程第56条第4項第三号） 現在の出力機器等最適配置調査及び出力サービス提供等業務については、現在の履行期限は令和6年3月31日までであるが、新規で同業務を調達した場合、所全体の印刷面数が低下していることから、出力機器の印刷速度の低下に加え、印刷単価の大幅な増額が見込まれる。現行の出力機器等の利用を継続する場合、製造打ち切り後7年間となる令和8年3月31日までは部品供給、修理等の保守を受けられ、かつ、現行と同等の印刷単価でサービスの提供を受けられることが確認できている。このため、現行の出力機器等の使用を継続する方が、新たに調達する場合と比較してコスト及び利便性の面において有用である。 現業務を途切れなく稼働させ、現行の出力機器等を2年間延長するためには、唯一、現行の出力機器等を保有し、保守サービス等を提供する左記業者と再度契約せざるを得ない。以上のことから国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第三号の規定により左記業者と随意契約するものである。	¥8,283,000	0	単価契約
人事・給与・共済事務システム及びサーバに係る保守管理業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.4.1	株式会社内田洋行 東京都江東区東陽二丁目３番２５号	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本システムの運用支援、プログラム修正、バージョンアップにはシステムの機構を把握した上での対応が要求されるが、本システムは、株式会社内田洋行のパッケージソフト「e-ActiveStaff」を使用しており、当該ソフトウェアの著作権は同社が有している。そのため本件は「国立研究開発法人建築研究所の随意契約について」の２。⑦「電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき」に該当する。以上のことから国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により左記業者と随意契約するものである	¥1,267,200	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
国立研究開発法人建築研究所 安全・安心プログラム実施補助 業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.5.30	国立大学法人政策研究大学院 大学 東京都港区六本木７－２２－１	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の遂行に当たっては、建築研究所の研究開発成果の最大化に資するよう、建築研究所以外の大学・研究機関等の研究開発成果も含めた国内外の関連する学術論文又はこれと同等以上の水準の文献資料を収集・整理し、抄録として取りまとめることで、建築研究所の安全・安心プログラムの進捗管理や今後の個別研究開発課題の評価に活用することができるようにするほか、研究発表会の開催等によって成果の普及を図るものである。これらを建築研究所だけで直接実施するのは、膨大な作業が必要となることから、人材等の資源面で困難である。これらの作業を確実かつ効率的に行うには、住宅・建築・都市計画における学会・業界の最新の動向や社会的要請の高い課題等に関する幅広い知識・情報、調査研究の蓄積や、研究発表会の運営のノウハウ等を有している外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。 提出された企画提案書に基づき、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行に必要な能力を有していると判断されたことから、本業務の特命業者として認定した。	¥8,000,300	1	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
公的賃貸住宅の断熱・気密・換気特性及び室内環境把握等の調査業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.6.24	国立大学法人豊橋技術科学大学 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘１－１	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、高経年化した公的賃貸住宅において、居住状態の断熱・気密・換気特性を把握した上で、効果的な断熱・気密・換気改修メニューの提案を目指し、対象住戸における温熱環境の季節特性、改修前後の断熱・気密・換気特性及び室内環境とエネルギー消費量を取得することを目的とした業務であり、改修前後の関係把握のため、過年度に実施した「公的賃貸住宅の断熱気密換気特性把握業務」により得られた改修前冬期の測定データとの連続性が必要不可欠である。 観測データの連続性の確保のために、昨年度冬期に実施した改修前の実測調査と同一条件とする必要があり、実測調査にあたっては、特に模擬人体（発熱発生装置）全体の機構を把握した上で測定期間中継続して居住状態の温熱環境の維持し、スケジュール設定・調整、測定機器などを同一とさせることで、測定環境条件の一致を担保する必要がある。 左記業者は、昨年度測定を実施した者であり、左記業者以外に本業務を実施しさせた場合は、データの妥当性・連続性の確保並びに、本業務の目的である、季節特性、改修前後の断熱・気密・換気特性及び室内環境を把握した上で効果的な断熱・気密・換気改修メニューの提案に著しい支障が生じおそれがある。以上のことから国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により左記業者と随意契約するものである	¥6,479,720	1	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
建築研究所国際地震工学センターサーバ移行	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.6.25	株式会社日立システムズ茨城支店 茨城県水戸市南町３丁目４番地１４号	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、国際地震工学センターのウェブサーバを、建築研究所共用計算機システムの仮想基盤に移行し、バックアップ、アップデートまでを行うものである。 本業務の履行にあたっては、移行先の共用計算機システム全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は共用計算機システムを構築し運用保守を行っている唯一の業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、業務の適切な実施が難しくなることに加え、共用計算機システム及び移行後の国際地震工学センターウェブサーバの安定的な稼働に著しい支障が生じる恐れがある。以上のことから国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により左記業者と随意契約するものである	¥1,084,710	0	
被災判定を行うための観測システムの保守業務（令和6年度）	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.6.25	株式会社エイツー 東京都品川区戸越１－７－１　東急戸越ビル7F	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、地震後の建物群の面的被害推計に資する検討を実施するためのもので、建物に設置した加速度計やユニットボックス等によって構成される観測システムについて、地震時におけるデータの記録やサーバへのデータ送信を支障なく行うための機能維持を図るための保守業務を行うものである。 本業務の履行にあたっては、国内14地点に設置した観測システムへのアクセスを行うと共に、観測システムの異常等を検知し、原因特定や修正対応を行うが、これらの業務を実施するためには、観測システム自体や観測システムからのデータを受信する建築研究所所有のサーバ（センサのデータを受信して解析する解析サーバ、地震時観測データやその解析情報を収集するOBS収集サーバ、観測装置等が送信する被災判定結果を収集するSHM収集サーバ）の構成を熟知している必要がある。左記業者は観測システムやサーバの構築を行った唯一の業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、業務の適切な実施が難しくなることに加え、システムの安定的な稼働に著しい支障が生じる可能性がある。 以上のことから国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により左記業者と随意契約するものである	¥1,188,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
被災判定データを用いた建物群の面的被害推計システム改修業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.7.19	株式会社小堀鐸二研究所 東京都港区赤坂六丁目５番３０号	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、地震直後に収集される加速度計等のセンサ類によって判定される建物の被災判定データ（小破、中破等の建物の地震後の損傷状況を定量的に示したもの）を用いて、センサを設けていない建物群の被害状況を推計することを目的として構築された面的被害推計システムについて、推計精度の向上を図るための改修や同システムによるセンサ設置建物の選定等の検討を行うものである。 　本業務の履行にあたっては、昨年度に実施した「被災判定データを用いた面的被害推計手法の構築業務」において構築したベイズ推定による面的被害推計システムを用いる必要があるが、左記業者は同システムを構築した唯一の業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、業務の適切な実施やシステムの稼働に支障が生じる可能性があり、来年度に予定しているサーバへの実装作業に支障が生じる恐れがある。 本業務は、被災判定データを用いた建物群の面的被害推計を行う特殊なシステムの改修や検討を行うものであって、当該システムの構築を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものであり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により左記業者と随意契約するものである。	¥7,999,200	0	
都市構造予測・評価Webアプリケーションの交通モデルプログラム改良等支援業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.7.23	アカデミックエクスプレス株式会社 茨城県つくば市千現２－１－６ Ｃ－Ａ－１８	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の遂行にあたっては、地理的情報を有する広域的なマイクロデータを元にした社会数理モデルの定式化から実装までをワンストップで行う技術を有していることが必要であり、当該技術を有する者は左記業者以外にはないと考えられることから、本業務に必要な特殊な技術または設備等を有している法人等として左記業者を特定し、左記業者以外の参加者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を求める公募を行った。 公募の結果、左記業者以外からは参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的要件を兼ね備えている唯一の者である左記業者と随意契約を行うものである。	¥8,800,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
画像診断を用いた外装仕上材の劣化度評価システムの構築業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.7.31	株式会社想画 東京都千代田区九段南一丁目５番６号りそな九段ビル５階KSフロア	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、これまで専門技術者による目視調査に頼ってきた建築物の維持管理や評価に関して、劣化および変状の評価にスマートフォンなどの身近なデバイスを活用した画像診断技術を用いた評価手法を新たに導入することで、専門家でないユーザー自らが建築物の維持管理に携わる仕組みを提供し、今後、増加していく建築（マンション）ストックの維持管理の効率化を図ることを目指している。 スマートフォンなどを活用した画像診断技術の開発には、画像診断AI に専門技術者による劣化度の判定結果を学習させる必要がある。また、AI モデルの妥当性を評価するために、AI 画像診断を行うウェブアプリケーションの開発も必要となる。現状では、これらの目的に合致するシステムは存在せず、また、システム開発には高度なプログラミング、動作テスト等の多岐にわたる膨大な作業が必要であるため、これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である。 これらの作業を効率的に行うには、建築物の外装仕上げ材の画像データをもとにしたAI 画像診断プログラム開発を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有し、かつ最も優れていると判断されたことから本業務の特命業者として認定した。	¥9,499,999	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
クラウド上において建物群の面的被害推定を行うための解析サーバ改修業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.8.20	株式会社エイツー 東京都品川区戸越１－７－１　東急戸越ビル7F	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、建築研究所が「被災判定データを用いた建物群の面的被害推計システム構築業務」で構築した建物群の面的被害推定システムの一部の機能を、建物に設置されたセンサ（加速度、GNSS 測位等）のデータ等を地震後に送信するシステム（以下、観測サーバ）から受信してデータ解析を行う発注者が指定するサーバ上に実装するものであり、このような災害時における自治体との連携を想定して被災判定を行うためのシステムは他にないと考えられる。 本業務の履行にあたっては、システム全体の機構を把握したうえでの対応が要求されるが、左記業者はシステムを構築し設定を行った唯一の業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、業務の適切な実施が難しくなることに加え、システムの安定的な稼働に著しい支障が生じる可能性があり、今後の自治体との連携やシステムの社会実装に支障が生じる恐れがある。 本業務は、被災判定を行う特殊なサーバの改修を行うものであって、当該サーバの構築を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものであり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により左記業者と随意契約するものである。	¥2,475,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
観測衛星による大地震時の市街地被害解析ガイドライン案作成等支援業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.8.22	一般財団法人リモート・センシング技術センター 東京都港区虎ノ門３丁目１７番地１	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） この研究開発では，多種の観測衛星データを活用し，市街地の被害状況を可視化するためのシステムの運用に向けて課題となっている，解析対象とする衛星を追加することや使用する地理空間データを適時更新するための技術開発等を行い，これらを含めて観測衛星データを用いた市街地被害状況解析のためのガイドライン案等を策定することを目論んでいる。 このうち本業務は，大地震後発災後に取得される観測衛星データを活用した市街地被害解析の実用的な手法をとりまとめたガイドライン案の作成や検討会の運営等を支援するものである。 本業務の遂行にあたっては，ガイドライン案たたき台の作成，検討会の運営，検討会で受けた指摘等を反映した最終版のガイドライン案やプロモーション等の多岐にわたる膨大な作業が必要であるため，これらを建築研究所の研究担当者だけで直接実施するのは困難である. これらの作業を効率的に行うには，観測衛星データを元にした建物を対象とする解析処理を含む業務経験を擁する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。 提出された企画提案書に基づき，業務実績，実施体制及び実施方法について技術審査を行い，総合的に評価した結果，左記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有し，かつ最も優れていると判断され、本業務の特命業者として認定した。	¥13,827,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
建築基礎・地盤実験棟2方向加力式遠心載荷試験装置（24）保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.8.30	株式会社日立インダストリアルプロダクツ 東京都千代田区外神田一丁目5番1号	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、上記の装置を円滑に稼働させるための保守、不具合などを早期に発見するための点検を目的としており、重大な故障が起こる前に、故障となる原因を早期に発見し、修理期間、費用などを最小限に抑えるために必要不可欠である。また、信頼性の高いデータを得ることや装置作動時の安全性を確保する上でも必要である。 点検の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、上記実験装置を製造し、建築研究所に納入した会社であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。 　本業務は、特殊な機器の維持管理であって、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。このことから左記業者が、本業務を行うための知見等を有する唯一の者であり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により左記業者と随意契約するものである。	¥12,298,000	0	
強度試験棟構造部材圧縮試験装置(24)保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.9.10	株式会社松見科学計測 東京都千代田区岩本町2-7-11	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,584,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
建築分野における国際規格の開発・整備の戦略策定に向けた調査検討業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.9.24	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社 東京都千代田区丸の内３－２－３ 丸の内二重橋ビルディング	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、「（1）日本が技術的な優位性を持つ防災・レジリエンス分野において、日本技術の標準規格や標準仕様をベースとして新たな国際標準化を目指すこと」や「（2）欧州を中心に基準適合・認証取得を求める規制強化の動きのあるサーキュラーエコノミー/変動分野において、国際標準への関与を深めて、日本技術が他国の技術に対して劣後することを防ぐこと」を目的としている。 具体的な内容としては、これらに関連する6つの建築分野と今後諸外国に対し市場獲得が想定出来る建築分野について、「①ビジネスに関する国内・国際市場の動向」、「②国際標準、知的財産、適合性評価等に関する国際動向」を既往の文献統計データの収集・分析及び有識者・業界団体等へのヒアリングを中心に調査する。その上で、「防災・レジリエンス」、「サーキュラーエコノミー/変動」等の大枠の分野ごとに、市場獲得の可能性や標準化（国際規格等の策定）の必要性について検討し、全体戦略（知財・標準化戦略、ビジネス戦略）としてとりまとめることである。 これらの情報について、収集する作業量は膨大であるため、建築研究所の役職員のみで実施することは非効率かつ困難である。 このため、当該調査検討業務に関する知見や各分野の調査方法によっては、業務の成果に密接に関連することから、企画競争による企画提案書の招請を行った。 提出された企画提案書に基づき、業務実績、実施体制及び実施方法について技術審査を行い、総合的に評価した結果、左記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有していると判断され、本業務の特命業者として認定した。	¥34,999,800	0	
強風実験棟乱流境界層風洞施設の風洞制御システムおよび多点圧力測定装置等（24)保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.9.26	東亜工業株式会社 東京都葛飾区東四つ木１－２２－１葛飾区東四つ木工場ビル４０１	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥5,203,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
実大強風雨実験棟　実大強風雨発生装置(24)保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.9.27	株式会社サンテクノロジー 栃木県鹿沼市白桑田５１５番地６	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥3,498,000	0	
観測衛星データによる市街地被害解析システムの機能拡張等支援業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.10.11	みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社 東京都千代田区神田錦町二丁目３番地	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の遂行にあたっては，改良後のプログラム全体の機能や性能について，一定以上の水準を保証出来ることが必要と考えられ，本業務の履行にあたっては，観測衛星データによる市街地被害解析システムにおける，システム構造・動作に関する知識及び改良にあたっての技術的検討能力が必要であり，当該技術を有する者は左記業者以外にはないと考えられることから，本業務に必要な特殊な技術または設備等を有している法人等として左記業者を特定し，左記業者以外の参加者の有無を確認するため，参加意思確認書の提出を求める公募を行った. 公募の結果，左記業者以外からは参加意思確認書の提出がなかったため，国立研究開発人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により，左記業者と随意契約を行うものである.	¥7,700,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
衛星解析用地理空間データの最新化のための実用版プログラムへの改良支援業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.10.16	みずほリサーチ＆テクノロジーズ株式会社 東京都千代田区神田錦町二丁目３番地	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の遂行にあたっては，改良後のプログラム全体の機能や性能について，一定以上の水準を保証出来ることが必要と考えられることから，本業務の履行にあたっては，衛星解析用地理空間データの最新化のためのプログラムにおける，プログラム構造・動作に関する知識及び改良にあたっての技術的検討能力が必要であり．当該技術を有する者は，過去に本プログラム全体の開発に携わった者のみと考えられ，過年度までに，本プログラムの全体の開発に関わった業者は，左記業者のみであることから，本業務に必要な特殊な技術または設備等を有している法人等として左記業者を特定し，左記業者以外の参加者の有無を確認するため，参加意思確認書の提出を求める公募を行った． 公募の結果，左記業者以外からは参加意思確認書の提出がなかったため，国立研究開発人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により，左記業者と随意契約を行うものである．	¥6,600,000	0	
空調設備性能評価試験室の負荷発生装置の機能拡張・調整業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.10.23	太陽計測株式会社 東京都大田区山王1-2-6	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、建築環境実験棟・空調設備性能評価試験室に設置されている負荷発生装置の機能を拡張し、調整を行うものである。この業務にあたっては、既存装置全体の仕様や構成を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、既存装置を製造し建築研究所へ設置した者であり、本業務を行うための知見等を有し、本業務を確実に行える唯一の者である。 　本業務は、特殊な装置の機能更新作業であって、当該装置の製造を行った者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものであり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保並びに使用において著しい支障が生じるおそれがある。 　以上の理由から、国立研究開発法人建築研究所会計規程第５６条第４項第１号の規定により左記業者と随意契約するものである。	¥2,463,010	0	
2025年電子ジャーナル購読	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.10.25	エルゼビア・ビー・ブイ オランダ王国アムステルダム市ラーダーヴェヒ２９	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本件は、エルゼビア・ビー・ブイが発刊する電子ジャーナルの提供を受けるものであり、エルゼビア・ビー・ブイが唯一、当該サービスの提供が可能な者である。以上のことから、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥1,110,555	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
令和6年度会計監査業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R6.10.30	太陽有限責任監査法人 東京都港区元赤坂一丁目2番7号	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、国立研究開発法人建築研究所における会計監査人の監査業務である。独立行政法人通則法第40条の規定において、会計監査人は主務大臣が選任することとなっており、本規定に基づき、当研究所の会計監査人として選任された太陽有限責任監査法人は、本業務を実施できる唯一の法人である。	¥6,675,900	0	
機械警備装置等更新業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R6.11.19	綜合警備保障株式会社茨城支社 茨城県水戸市柳町１－２－５	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、経年劣化により不具合が生じている機械警備装置の更新を行うものである。本業務においては、更新後の装置全体を一体となって機能させる必要があるが、そのためには装置全体の機構を把握した上での対応が必要となる。左記業者は装置全体の製造・設置者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び使用において著しい支障が生じる恐れがある。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥14,597,000	0	
建築環境実験棟業務用空調システム性能評価設備施設外3件(24)保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原1番地3	R6.11.19	株式会社大西熱学 東京都台東区東上野2丁目18番10号 日本生命上野ビル7F	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥4,675,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
地上型レーザースキャナー修理業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.11.25	株式会社守谷商会 東京都中央区八重洲1-4-22	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は，建築研究所が所有する地上型レーザースキャナー（VZ-600i）について，落下時に生じた不具合の修理を行うものである。 同機器は，オーストリアのRiegl 社が製作した極めて特殊な製品であり，他者に本業務を実施させた場合は，重大な支障が生じる恐れがある。左記業者は，上記レーザースキャナーを建築研究所に納入した業者で，Riegl 社の製品の国内における唯一の代理店である。国内においてRiegl 社における修理を行う場合には左記業者を介した手続きが必要となることから，本業務を受注できる唯一の業者と判断される	¥1,100,000	0	
免震用積層ゴム支承の国際規格適合に向けた製品性能検証業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.12.2	一般社団法人日本免震構造協会 東京都渋谷区神宮前2-3-18 JIA館2階	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務においては、径φ1000程度以上の積層ゴム支承３種類程度について、試験項目の設定および試験可能な装置の選定及び試験実施のための調整を行うもので、作業量が膨大であり建築研究所の役職員のみで実施することは非効率かつ困難である。 このため、当該調査検討業務に関する知見や各分野の調査方法によっては、業務の成果に密接に関連することから、企画競争による企画提案書の招請を行った。 提出された企画提案書に基づき，業務実績，実施体制及び実施方法について技術審査を行い，総合的に評価した結果，左記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有し，かつ最も優れていると判断され、本業務の特命業者として認定した。	¥21,396,980	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
既設地震観測装置等の更新および インターネット接続等の機能 更新業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.12.4	極東貿易株式会社 東京都千代田区大手町２丁目２ 番１号	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の前提となる地震観測装置・加速度計は、各メーカーが独自に開発を行っているものであり、既製品の各メーカー間の互換性は無く、各地震観測装置から出力可能なデジタルデータについても各メーカー独自の規格である。また、機器更新の際には個々の観測地点の状況を踏まえ既設機器と一体で調整を行う必要がある。 そのため、受注者は、既設の地震観測装置・加速度計に関する知識を踏まえた、対象機器の更新及びインターネット接続によるデータ収集技術が必要である。 左記業者は、これら既設の地震観測装置等を製造・設置し、さらに、これら既設の地震観測装置からのデジタルデータを、インターネットを介してリモートで自動収集するソフトウェアを作成・販売していることから、既設の地震観測装置・加速度計に関する知識を踏まえた、対象機器の更新及びインターネット接続によるデータ収集技術を有していることから左記業者を特定し、左記業者以外の参加者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を求める公募を行った。 公募の結果、左記業者以外からは参加意思確認書の提出がなかったため、国立研究開発人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥124,300,000	0	
実大強風雨実験棟実大動風圧 載荷試験装置(24)保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.12.6	東亜工業株式会社 東京都葛飾区東四つ木１－２２ －１葛飾区東四つ木工場ビル４ ０１	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥2,079,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
広域火災リスクモニタリングシステムの構築業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.12.10	国際航業株式会社東京支店 東京都新宿区北新宿２丁目２１－１ 新宿フロントタワー14F	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の履行にあたっては、構築する本システム全体の機能や性能について、一定以上の水準が保証出来ることが必要であることから、基礎となるプロトタイプのシステム構造・動作に関する知識及び改良にあたっての技術的検討能力が必要であり、当該技術を有する者は左記業者以外にはないと考えられることから、本業務に必要な特殊な技術または設備等を有している法人等として左記業者を特定し、左記業者以外の参加者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を求める公募を行った。 公募の結果、左記業者以外からは参加意思確認書の提出がなかったため、上記の技術的 要件を兼ね備えている唯一の者である上記事業者と契約を行うものである。	¥12,100,000	0	
火災風洞実験棟火災風洞装置(24)保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.12.12	株式会社風技術センター 東京都墨田区墨田４－８－７	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,139,600	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
既設地震観測装置のインターネット接続等機能更新業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.12.13	株式会社東京測振 東京都足立区扇三丁目１４番３４号	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、当該強震観測装置や装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、本業務の前提となる地震観測装置・加速度計・ソフトウェアは、各メーカーが独自に開発を行っているものであり、既製品の各メーカー間の互換性は無い。 左記業者は、唯一、当該強震観測装置や装置に接続されている加速度計を製造・販売・設置し、当該強震観測装置と互換性のあるソフトウェアを開発・販売している者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び地震記録収集の面において著しい支障が生じるおそれがある。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥6,050,000	0	
公的賃貸住宅の断熱・気密・換気特性及び室内環境把握等の界壁を介した影響を考慮した追加調査業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.12.19	国立大学法人豊橋技術科学大学 愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘１－１	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務は、賃貸住宅の断熱・気密・換気特性及び室内環境の把握と効果的な断熱・気密・換気対策検討のうち、既に断熱・気密・換気特性および室内温熱環境の調査を継続している下階との界壁を介した影響を考慮した上で、対象賃貸住戸の現状及び改修後の断熱・気密・換気特性の把握に関する業務を行うものである。 本業務の実施にあたっては、現在実施中の調査との影響を考慮したうえでの対象賃貸住戸における測定が必要と考えられることから、本業務の履行にあたっては、現在測定中の住戸との、界壁を介した影響を考慮した断熱・気密・換気特性及び室内環境測定技術及び測定方法にかかる技術的検討能力が必要であり、当該技術を有する者は、現在実施中の調査を請け負っている者のみと考えられることから、本業務に必要な特殊な技術または設備等を有している法人等として左記業者を特定し、左記業者以外の参加者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を求める公募を行った。 公募の結果、左記業者以外からは参加意思確認書の提出がなかったため、国立研究開発人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により、左記業者と随意契約するものである。	¥5,024,760	1	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
BIMの導入に伴うデジタル設計教育の実態およびデジタルリスキリング教育に関する調査業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R6.12.26	株式会社安井建築設計事務所 大阪府大阪市中央区島町２－４－７	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務では、BIMの普及促進に向け、現状のデジタル設計教育およびデジタルリスキリング教育の実態を調査し、当該教育に係る課題を明らかにし、その解決策の検討を行うものである。 本業務における検討については、BIMを利用する建築技術者の職能やシニア建築技術者に対するリスキリングについて、建築実務の知見に基づき論点を整理し、これらの論点に対してヒアリングを要領よく実施する必要があり、これらの結果を踏まえたカリキュラム設定と試行を行う事となっているが、当該業務について企画競争による企画提案書の招請を行った。 提出された企画提案書に基づき，業務実績，実施体制及び実施方法について技術審査を行い，総合的に評価した結果，左記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有し，かつ最も優れていると判断され、本業務の特命業者として認定した。	¥4,917,000	0	
防耐火実験棟加熱試験装置(24)保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R7.1.10	東和耐火工業株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目１３番１２号	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,650,000	0	
2025年渡良瀬遊水地ヨシ焼きに関するQPS-SAR観測業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R7.1.15	株式会社QPS研究所 福岡県福岡市中央区天神1丁目１５－３５　レンゴー福岡天神ビル6階	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 現在、国内小型SAR衛星は2基あり、災害時の状況を把握する上で、それぞれの画像データの観測を実施する必要がある。 左記業者は、国内小型SAR衛星2基のうちの１つであるQPS-SAR衛星による必要な画像データを提供できる唯一の機関である。このことから左記業者が、本業務を行う唯一の者である。 よって、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により左記業者と随意契約するものである。	¥2,217,600	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
2025年渡良瀬遊水地ヨシ焼きに関するStriX-SAR観測業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R7.1.16	株式会社Synspective 東京都江東区三好３丁目１０－３	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 現在、国内小型SAR衛星は2基あり、災害時の状況を把握する上で、それぞれの画像データの観測を実施する必要がある。 左記業者は、国内小型SAR衛星２基のうちの１つであるStrix-SAR衛星による必要な画像データを提供できる唯一の機関である。このことから左記業者が、本業務を行う唯一の者である。 よって、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により左記業者と随意契約するものである。	¥1,320,000	0	
外装仕上げ材の劣化度判定に関する実構造物データの収集および体系化業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R7.1.20	一般社団法人建築研究振興協会 東京都港区芝５－２６－２０ 建築会館5階	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務のAI画像診断技術による外装仕上材の劣化度評価手法の開発には，外装仕上材の画像およびこれに対応する劣化度判定データを大量に収集し（目安として10000枚程度），AIに学習させる必要がある。また，AIへの学習を効率的かつ効果的に行うには，収集した学習データをあらかじめ体系的に整理する必要がある。 これらの作業を効率的に行うには，建築物の外装仕上げ材の劣化度判定を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき，業務実績，実施体制及び実施方法について技術審査を行い，総合的に評価した結果，左記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有し，かつ最も優れていると判断された。 以上の理由から左記業者を選定し，会計規程第56条第４項第１号の規定により，随意契約するものである。	¥4,356,000	0	
防耐火実験棟排煙処理装置(24)保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R7.1.20	東和耐火工業株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目１３番１２号	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥2,244,000	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
建築音響実験棟デジタル精密騒音計他(24)保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R7.1.21	リオン株式会社 東京都国分寺市東元町３丁目２０番４１号	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,671,500	0	
防耐火実験棟防火材料試験装置(24)保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R7.1.23	株式会社東洋精機製作所 東京都北区滝野川５－１５－４	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥1,082,510	0	
画像診断を用いた外装仕上材の劣化度評価システムにおけるAI学習モデルの再構築等業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R7.1.29	株式会社想画 東京都千代田区九段南一丁目５番６号　りそな九段ビル5階KSフロア	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務では、スマートフォンなどを活用した画像診断技術の開発には，専門技術者による劣化度判定を学習させたAI学習モデルの構築が必要である。担当者はこれまでの業務において，鉄筋コンクリート造建築物の外装仕上材の劣化度判定に関するAI学習モデルを構築し，当該モデルが一定の判定精度を有することを確認している。しかしながら，当該モデルは限られた条件のみで学習したものであり，社会実装の観点から更なる精度向上と適用範囲の拡大・検証が必要である。学習に用いる教師データは，建物調査を実施し取得予定であるが，AI学習モデルの構築には，高度なプログラミング，動作テスト等の多岐にわたる膨大な作業が必要である。 これらの作業を効率的に行うには，建築物の外装仕上げ材の画像データをもとにしたAI画像診断プログラム開発を含む業務等の経験を十分に有する外部機関に作業を依頼することが不可欠であることから企画競争による企画提案書の招請及び審査を行った。提出された企画提案書に基づき，業務実績，実施体制及び実施方法について技術審査を行い，総合的に評価した結果，左記業者が本業務の遂行に必要な能力を十分に有し，かつ最も優れていると判断され、本業務の特命業者として認定した。	¥5,999,400	0	

随意契約に係る情報の公表

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名 ならびにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を 締結した 日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の 根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	契約金額	再就職 の役員 の数	備考
RC造建物の被災判定に関する観測システムの改修業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R7.1.30	株式会社エイツー 東京都品川区戸越１－７－１	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の履行にあたっては、観測システム自体や観測システムからのデータを受信する建築研究所所有のサーバ（センサのデータを受信して解析する解析サーバ、地震時観測データやその解析情報を収集するOBS収集サーバ、観測装置等が送信する被災判定結果を収集するSHM収集サーバ）の構成を熟知している必要があるが、左記業者は観測システムやサーバの構築を行った唯一の業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、業務の適切な実施が難しくなることに加え、システムの安定的な稼働に著しい支障が生じる可能性がある。 本業務は、被災判定を行うための特殊な観測システムの改修業務を行うものであって、当該システムの構築を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものであり、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により左記業者と随意契約するものである。	¥2,013,000	0	
MIDAS iGEN 64bit版 ライセンス購入	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地３	R7.2.4	株式会社マイダスアイティジャパン	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務では、高耐力壁構造の構造性能を評価するために有限要素解析によるシミュレーションを活用した解析的検討の必要がある。 左記業者の三次元有限要素解析プログラムは、他と比べて、建築物全体のフレーム解析から部材や接合部のFEMによる詳細解析まで実施可能な汎用解析プログラムであることやモデル自由度の高さ、要素・解析オプションの豊富さに優位性があり、これにより、架構全体から部材・接合部までの構造性能評価に関する解析的検討が的確かつ効率的に実行可能となるため、購入にあたっては当該プログラムを指定するものである。 　左記業者は、上記のプログラム開発元である韓国のマイダスアイティ社の日本法人として国内で当該プログラムの販売及び保守サポートを行っている唯一の者である。	¥1,821,600	0	
建築部材実験棟実大建築部材劣化環境再現装置(24)保守点検業務	契約職　国立研究開発法人 建築研究所理事長　澤地　孝男 茨城県つくば市立原１番地４	R7.2.26	株式会社大西熱学 東京都台東区東上野２丁目１８番１０号 日本生命上野ビル7F	（建築研究所会計規程第56条第4項第一号） 本業務の実施にあたっては、装置全体の機構を把握した上での対応が要求されるが、左記業者は、左記実験装置を製造し、建築研究所に納入した業者であり、左記業者以外に本業務を実施させた場合は、装置の機能面及び安全面の確保において著しい支障が生じるおそれがある。したがって、本業務は、特殊な機器の維持管理であり、当該機器の製造を行った一の者しかできないと認められるものを当該者に行わせるものである。 以上のことから、左記業者は本業務を行うための知見等を有する唯一の業者と判断されるため、国立研究開発法人建築研究所会計規程第56条第4項第一号の規定により随意契約するものである。	¥2,200,000	0	